

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4635244号
(P4635244)

(45) 発行日 平成23年2月23日(2011.2.23)

(24) 登録日 平成22年12月3日(2010.12.3)

(51) Int.Cl.

F 1

G06K 17/00 (2006.01)

G06K 17/00

C

G06K 19/07 (2006.01)

G06K 17/00

D

G06K 19/00

N

請求項の数 16 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2001-502080 (P2001-502080)
(86) (22) 出願日	平成12年5月12日 (2000.5.12)
(65) 公表番号	特表2003-501759 (P2003-501759A)
(43) 公表日	平成15年1月14日 (2003.1.14)
(86) 國際出願番号	PCT/FR2000/001285
(87) 國際公開番号	W02000/075883
(87) 國際公開日	平成12年12月14日 (2000.12.14)
審査請求日	平成19年4月21日 (2007.4.21)
(31) 優先権主張番号	99/07059
(32) 優先日	平成11年6月3日 (1999.6.3)
(33) 優先権主張国	フランス (FR)

(73) 特許権者	509069331 ジェマルト エスアー GEMA L T O S. A. フランス共和国, 92190 ムードン, リュ ドゥ ラ ヴェルリ, 6
(74) 代理人	100080447 弁理士 太田 恵一
(72) 発明者	バスカン, ブリュノ フランス共和国, エフー13008 マル セイユ, ブルヴァール ドゥ ラ グロッ ト ロラン, 132

審査官 大塚 良平

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】端末の追加のチップカード内に保存されたプログラムの事前検査方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末 (TE) が接続された遠隔通信網 (RR) に関連するデータを保存する第一のチップカード (C1) に加えて、端末 (TE) 内に挿入された第二のチップカード (C2) に保存されたプログラムの実行を事前に検査する方法であって、

第一のチップカードは端末内に含まれ、

端末、第一のチップカード、および第二のチップカードは、少なくとも一つのマイクロプロセッサと、少なくとも一つのメモリを備えており、

端末は第一のチップカード及び第二のチップカードとの入出力インターフェースを備えており、

該方法が以下の過程を含むことを特徴とする方法。

- 第二のチップカードが第一のチップカードを認証し、および / または、
- 第一のチップカードが第二のチップカードを認証し、

第二のチップカード及び第一のチップカードによる、第一のチップカードと第二のチップカード (C1, C2) のうち少なくとも一つの認証の成功が、それぞれ、プログラムの実行の条件となる。

【請求項2】

認証が、第一のチップカード (C1) による第二のチップカード (C2) の認証 (A1) を有しており、以下の過程を含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

第二のチップカードが第一のチップカードに伝送するプログラムの識別子 (IPA) と

10

20

鍵 (K a) とを、第一のチップカードに保存されたアルゴリズム (A A 1 a) に適用して (A 1 2 1) 、結果 (R 1) を生成し、

結果 (R 1) と、第二のチップカードが第一のチップカードに伝送する証明書 (C E R T) とを比較 (A 1 2 3) して、結果が証明書と一致した場合にのみ、プログラムの実行を第一のチップカード、第二のチップカード、または端末が行う。

【請求項 3】

認証が、第二のチップカードから第一のチップカードへと伝送されるプログラムの識別子 (I P A) に応じて、第一のチップカード (C 1) に保存された鍵テーブル (T K a) から鍵 (K a) を選定 (A 1 2 0) することを含み、

前記プログラムの識別子と選定された鍵とが認証アルゴリズムに適用されて、10

第一のチップカード内に保存された証明書と比較されるためのものである結果 (R 1) を生成することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

認証が、第一のチップカード (C 1) による第二のチップカード (C 2) の認証 (A 1) を有しており、以下の過程を含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

第一のチップカード (C 1) から第二のチップカード (C 2) に乱数 (N A 1) を伝送し (A 1 2 4) 、

第二のチップカードに保存されたアルゴリズム (A A 1 b) に、伝送された乱数と鍵 (K b) とを適用して (A 1 2 5 , A 1 2 6) 、第一のチップカード (C 1) に伝送する署名 (S G 2) を生成し、20

第一のチップカード内に保存されたアルゴリズム (A A 1 b) に、乱数と鍵 (K b) とを適用して (A 1 2 8) 、結果 (R 2) を生成し、

その結果を、第一のチップカードに伝送された署名と比較 (A 1 2 9) して、結果が署名と一致した場合にのみ、プログラムの実行を第一のチップカード、第二のチップカード、または端末が行う。

【請求項 5】

認証は、第二のチップカードが第一のチップカードに伝送したプログラムの識別子 (I P A) に応じて、第一のチップカード (C 1) に保存された鍵テーブル (T K b) から鍵 (K b) を選定すること (A 1 2 7) を含むことを特徴とする、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

認証が、第二のチップカード (C 2) による第一のチップカード (C 1) の認証 (A 2) を有する場合に、以下の過程を含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

第一のチップカード (C 1) から第二のチップカードに番号 (I M S I) の所定のフィールド (M N C) を伝送し (A 2 2 0) 、30

第二のチップカード内に保存された番号 (M N C 2) と前記所定のフィールド (M N C) を比較し (A 2 2 2) 、前記所定のフィールドが該番号と一致した場合にのみ、プログラムを実行する。

【請求項 7】

所定のフィールドが、少なくとも第一のチップカードの識別番号 (I M S I) に保存された遠隔通信網 (R R) の識別符号 (M N C) を含むことを特徴とする、請求項 6 に記載の方法。40

【請求項 8】

認証が、第二のチップカード (C 2) による第一のチップカード (C 1) の認証 (A 2) を有する場合に、以下の過程を含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

第一のチップカード (C 1) から第二のチップカード (C 2) に乱数 (N A 2) を読み込み (A 2 2 3 , A 2 2 4) 、

第一のチップカードに保存されたアルゴリズム (A A 2) に、乱数と鍵 (C) とを適用し (A 2 2 6) 、第二のチップカード (C 2) に伝送される署名 (S G 3) を生成し、

第二のチップカードに保存されたアルゴリズム (A A 2) に、乱数 (N A 2) と鍵 (C) とを適用して (A 2 2 8) 、結果 (R 3) を生成し、50

その結果を、第二のチップカードに伝送される署名と比較し（A 2 2 9）、結果が署名と一致した場合にのみ、プログラムを第一のチップカード、第二のチップカード、または端末が実行する。

【請求項 9】

認証は、第二のチップカードが第一のチップカードに伝送したプログラムの識別子（IP A）に応じて、第一のチップカード（C 1）に保存された鍵テーブル（TC）から鍵（C）を選定（A 2 2 5）することを含むことを特徴とする、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

第一のチップカード（C 1）による第二のチップカード（C 2）の第一認証（A 1）と第二のチップカードによる第一のチップカードの第二認証（A 2）とを含み、該第二認証は、第二のチップカードが第一のチップカードによって認証されたら、第一認証に続いて行われ、該第二認証の後で、第一のチップカードが第二のチップカードによって認証されたら、プログラムが実行されるか、あるいは、

第二のチップカード（C 2）による第一のチップカード（C 1）の第一認証（A 2）と第一のチップカードによる第二のチップカードの第二認証（A 1）とを含み、該第二認証は、第一のチップカードが第二のチップカードによって認証されたら、第一認証に続いて行われ、該第二認証の後で、第二のチップカードが第一のチップカードによって認証されたら、プログラムが実行され、

該プログラムの実行は、第一のチップカード、第二のチップカード、または端末が行うことを特徴とする、請求項 1 から 9 のいずれか一つに記載の方法。

【請求項 11】

第二のチップカード（C 2）から第一のチップカード（C 1）に伝送される認証要求（DA 1；DA 2）の応答としてのみ、第二のチップカードによる第一のチップカードの認証、または、一方のチップカードの他方のチップカードによる相互認証（A 1，A 2；A 2）が実行されることを特徴とする、請求項 1 から 10 のいずれか一つに記載の方法。

【請求項 12】

第一のチップカード及び第二のチップカードのうち少なくとも一つの認証（A 1，A 2）とプログラムの実行（E 5）との間で、第二のチップカード（C 2）から第一のチップカード（C 1）にプログラム（PA）を遠隔ロードし（E 5）、第一のチップカード（C 1）によってプログラムを実行する（E 5）ことを含み、

第一のチップカードが遠隔ロード及びプログラムの実行を制御することを特徴とする、請求項 1 から 11 のいずれか一つに記載の方法。

【請求項 13】

プログラムは、第一のチップカード（C 1）のコマンドの下で起動（E 5）され、第二のチップカード（C 2）によって実行され、コマンドと応答の交換を、第二のチップカード（C 2）と端末（TE）との間で、直接、または第一のチップカード（C 1）を介して行い、

該交換が第二のチップカード（C 2）と端末（TE）との間で直接行なわれる場合には、第一のチップカード（C 1）は、該交換の主導権を端末（TE）に委ねることを特徴とする、請求項 1 から 11 のいずれか一つに記載の方法。

【請求項 14】

チップカードの認証（A 1，A 2）とプログラムの実行（E 5）との間で、第二のチップカード（C 2）から端末（TE）にプログラム（PA）を遠隔ロードし、端末によってプログラムを実行する（E 5）ことを含み、

端末が遠隔ロード及びプログラムの実行を制御することを特徴とする、請求項 1 から 12 のいずれか一つに記載の方法。

【請求項 15】

遠隔通信網は無線電話網（RR）であり、端末は移動無線電話端末（TE）であり、第一のチップカードは加入者の身元識別カード（C 1）であることを特徴とする、請求項 1 から 14 のいずれか一つに記載の方法。

10

20

30

40

50

【請求項 16】

端末（T E）が接続された遠隔通信網（R R）に関連するデータを保存する第一のチップカード（C 1）に加えて、端末（T E）内に挿入された第二のチップカード（C 2）に保存されたプログラムの実行を事前に検査するためのシステムであって、

第一のチップカードは端末内に含まれ、

端末、第一のチップカード、および第二のチップカードは、少なくとも一つのマイクロプロセッサと、少なくとも一つのメモリを備えており、

端末は第一のチップカード及び第二のチップカードとの入出力インターフェースを備えており、

- 第一のチップカードを認証する為の手段を第二のチップカードが備え、および／または、第二のチップカードを認証する為の手段を第一のチップカードが備え、

第二のチップカード及び第一のチップカードによる、第一のチップカードと第二のチップカード（C 1、C 2）のうち少なくとも一つの認証の成功が、それぞれ、プログラムの実行の条件となることを特徴とするシステム。

【発明の詳細な説明】**【0001】**

本発明は、遠隔通信端末内に挿入可能な追加のチップカードによって供給されるアプリケーション・プログラムの安全化に関するものである。特に、端末は移動無線電話端末であり、該端末には、加入者の識別と遠隔通信網との通信の為の第一カードのみならず、追加のチップカードの読み取り装置が含まれている。

10

20

【0002】

GSMタイプのセルラー無線電話網では、SIMのチップカード内のアプリケーション・プログラムを実行することに基づくアプリケーション・サービスを、加入者に提供することが準備されている。これらのサービスを活用する技術は規格化されたものであり、一般にSIMアプリケーション・ツールキットと呼ばれている。特に前もったアクティビティ化と呼ばれる機能により、SIMカードは、一つのプログラムのラン中にも、外界、つまり端末、加入者、及びネットワークに要求を出すことが可能になる。

【0003】

例えば、そのようなアプリケーション・プログラムには、銀行サーバーに問い合わせ、端末から銀行取引を遠隔操作する為のメニューが含まれている。付加価値サービスのアプリケーション開発をSIMカード内で実行する為には、使用契約の進行中に、これらのアプリケーションを配付し保守する手段が必要となる。それは、SIMカードを、加入者に交付する前に、適切なプログラムで個人化したり、または無線手段によって遠隔ロードしたり、あるいは、販売時点で、SIMカードにこれらのプログラムを直接ロードすることで可能になる。

30

【0004】

先行技術は追加のチップカードも備えており、該カードは、SIMカードとは別のものであって、端末に挿入可能であるか、あるいは外部の読み取り装置によってSIMカードの端末に接続することができるものである。第二カードは、SIMカード内で実行されるプログラムによって制御される。端末が演じる役割は透化的なものであり、SIMカードによって生成されたコマンドを第二カードに向けて伝送するだけのものである。コマンドのこの交換は、あらゆるタイプのチップカードを活用するサービスを開発することを目指すものである。例えば、第二カードは、銀行カードであり、移動端末上で遠隔支払のサービスを提供する。

40

【0005】

第二カードは、アプリケーションの配布手段となるものであり、実際にSIMカードの中に見いだせるような、付加価値のあるサービスを実現するプログラムを運ぶものである。

【0006】

第二カードを端末に挿入する際の欠点は、アプリケーションを提供しているのが、もはや必ずしも、ネットワーク・オペレータではないので、その真正性についての一切の検査か

50

ら免れるということである。第二カードには、端末、第一カード、またはネットワークによって、その内容を証明するための手段が一切含まれていない。

【0007】

本発明の目的は、一枚の追加カードに保存され、特に端末の第一カードあるいはその端末自体によって実行可能となるアプリケーションの、使用前及び使用中の安全性を強化することである。

【0008】

その目的の為に、端末の接続先の遠隔通信網に関連するデータを保存する第一のチップカードに加えて、端末内に挿入される第二のチップカードに保存されたプログラムの実行を事前検査する手段は、プログラムの実行前、並びに実行中に、第一及び第二カードの一方を他方で認証することを含むことを特徴とする。10

【0009】

従って、認証により、第二カード内の一つまたは複数のアプリケーション・プログラムの不正使用、ハッキング、そして複製から防止される。

【0010】

本発明においては、第二のチップカードは、様々なアプリケーション・プログラムを保存する複数の追加カードの中のいずれかの任意の一枚のカードであって、第二カードによる一つまたは複数のプログラムに基づいて、第二カードと、第一カードと、端末との間の通信ソフト手段に依存しないものである。

【0011】

第二カードが複数あることにより、オペレータは、自分の加入者に対して、新しいサービスを提案することができ、該サービスは、提案されたサービスの検査を管理しながら、端末に挿入する第二カードの形で、従来の流通経路を通じて行われるものである。20

【0012】

第一の実施様態によると、第一カードにより第二カードを認証することが認証に含まれる場合は、以下の過程を含むことができる：

- 第二カードによって伝送されるプログラムの識別子を第一カードに割り当て、第一カードに保存されたアルゴリズムに一つの鍵を割り当てることにより、一つの結果を生成し、そして、
- 結果と、第二カードが第一カードに伝送した証明書とを比較して、両者が一致した場合にのみ、プログラムを実行する。30

【0013】

その場合、認証には、プログラムの識別子に応じて、第一カードに保存され鍵テーブルの中から鍵を選択することを含んでもよい。

【0014】

第二の実施様態によると、第一カードにより第二カードを認証することが認証に含まれる場合は、以下の過程を含むことができる：

- 第一カードから第二カードに乱数を伝送し、
- 伝送された乱数と一つの鍵を、第二カードに保存されたアルゴリズムに適用し、第一カードに伝送される署名を生成し、40
- 乱数と一つの鍵を、第一カードに保存されたアルゴリズムに適用し、一つの結果を生成し、そして、
- 結果と、第一カードに伝送された署名とを比較して、両者が一致した場合にのみ、プログラムを実行する。

【0015】

その場合、認証には、第二カードから第一カードに伝送されたプログラムの識別子に応じて、第一カードに保存された鍵テーブルの中から鍵を選択することを含んでもよい。

【0016】

第二カードにより第一カードを認証することが認証に含まれる場合は、第一の実施様態によると、以下の過程を含むことができる：50

- 一つの番号の所定のフィールドを第一カードから第二カードに向かって伝送し、
- 所定のフィールドと第二カード内の一つの番号とを比較して、両者が一致した場合にのみ、プログラムを実行するか、または、その内容を読み込む。

【0017】

その場合、所定のフィールドには、少なくとも第一カードの識別番号に含まれた遠隔通信網の識別符号を含むことができる。

【0018】

第二カードにより第一カードを認証することが認証に含まれる場合は、第二の実施様態によると、以下の過程を含むことができる：

- 第一カードから第二カードに一つの乱数を読み込み、10
- 乱数と一つの鍵を、第一カードに保存されている一つのアルゴリズムに適用し、第二カードに伝送される一つの署名を生成し、
- 乱数と一つの鍵とを、第二カードに保存されている一つのアルゴリズムに適用し、一つの結果を生成し、そして、
- 結果と、第二カードに伝送された署名とを比較することにより、両者が一致した場合にのみ、プログラムを実行するか、または、その内容を読み込む。

【0019】

その場合、認証には、第二カードから第一カードに伝送されたプログラムの識別子に応じて、第一カードに保存された鍵テーブルの中から鍵を選択することを含んでもよい。

【0020】

本方法が更に効果を発揮するのは、第一カードと第二カードとの間で相互に認証を行う場合である。20

【0021】

その方法は、第一カードによる第二カードの第一認証と、第二カードによる第一カードの第二認証とが含まれ、該第二認証は、第二カードが第一カードにより認証されるとき、第一認証の後に行われ、そして、第一カードが第二カードにより認証されるとき、該第二認証の後にプログラムが実行されるものである。

【0022】

あるいは、その方法は、第二カードによる第一カードの第一認証と、第一カードによる第二カードの第二認証とが含まれ、該第二認証は、第一カードが第二カードにより認証されるとき、第一認証の後に行われ、そして、第二カードが第一カードにより認証されるとき、該第二認証の後にプログラムが実行されるものである。30

【0023】

第一カードの必ずしも全てが第二カードにより認証されるべきものではなく、また、第二カードの必ずしも全てが、逆に第一カードにより認証されるべきものではない。特に、認証の少なくとも一部は、第二カードから第一カードに伝送される認証要求への応答としてのみ行われることにしてもよい。

【0024】

第一カードは、認証に関する為のハードまたはソフトの手段を含まないことにしてよい。その場合には、本方法には、第一カードからの要求への応答として遠隔通信網のサーバーで行われる認証の過程を含んでもよい。プログラムの実行は、少なくともその一部を、第一カードか端末か第二カードで行うのなら、これら三つの構成要素の適合性を前もって検証する必要がある。この点については、本方法には、端末に接続された読み取り手段に第二カードを挿入するのに応じて、第二カードでプログラムを実行する為の特性を第一カード端末から読み取り、第一カード及び／又は端末のハードとソフトの容量と比較してその特性を分析し、前記特性が第一カード及び／又は端末と適合性しない場合には第二カードを拒絶することを含んでもよい。40

【0025】

好みしい実施様態においては、遠隔通信網は無線電話網であり、端末は移動無線電話端末であり、第一のチップカードは加入者識別カードである。しかしながら、他の変形として50

は、遠隔通信網は、単に交換機付きの電話網であったり、サービスの統合されたデジタル・ネットワークであったり、あるいは、特別なまたは専用のデータ伝送の電話網であってもよい。

【0026】

本発明の他の特徴と利点は、添付図面を参照しつつ、本発明の望ましい幾つもの実施様態の以下の記述を読むことにより、更に明らかになっていく。

- 図1は、セルラー無線電話網のプロック線図に詳細な移動端末を添えたものである。
- 図2は、本発明によるプログラム実行の事前検査方法の主要な過程のアルゴリズムである。

- 図3は、端末に接続された第一カードと第二カードとの相互認証アルゴリズムである。
- 図4は、第一の実施様態に従う第一カードによる第二カードの第一認証アルゴリズムである。

- 図5は、第二の実施様態に従う第一カードによる第二カードの第一認証アルゴリズムである。

- 図6は、第一の実施様態に従う第二カードによる第一カードの第二認証アルゴリズムである。

- 図7は、第二の実施様態に従う第二カードによる第一カードの第二認証アルゴリズムである。

【0027】

図1に示されたようなGSMタイプのデジタルセルラー電話網RRのようなタイプの遠隔通信網の情況を、例として述べる。無線電話網の移動無線電話端末TEの中には、端末から取り外し可能なマイクロプロセッサ付きモジュールを構成する第一のチップカードC1と、追加のアプリケーション・カードと呼ばれる第二のチップカードC2があり、該第二カードは、端末とは別のカード読み取り装置を介して端末TEに接続されるか、あるいは、端末の中に取り外し可能な状態で収納されている。

【0028】

図1においては、ネットワークRRを概略的に示す為に、移動端末TEがある時点で存在する位置登録区域についての移動サービス交換局MSCと、基地局BTSが示され、該基地局は基地局制御装置BSCによって交換局MSCに接続されるのは、無線手段によって端末TEに接続されている。構成単位MSC、BSC、そしてBTSは、主に固定網を構成しており、該固定網を通して伝送されるのは、特に、セマフォチャネルでの信号や、制御信号、データ信号、そして音声信号のメッセージである。端末TE内の第一カードとインタラクティブに作用することのできるネットワークRRの主な構成単位は、移動サービス交換局MSCであり、それは、ビジターロケーションレジスタVLRに連結されており、かつ交換機付き電話網RTCの少なくとも一つの自動回線接続電話交換機CAAに接続されている。交換局MSCは、ビジター移動端末の為の通信を管理するものであるが、それには端末TEも含まれ、交換局MSCに通じる位置登録区域内に、ある時点で存在するビジター移動端末である。基地局制御装置BSCが管理するのは、特に、ビジター移動端末へのチャネルの割り当てであり、基地局BTSは、端末MSがある時点で存在する無線電気セルをカバーしている。

【0029】

無線電話網RRには、レジスタVLRに接続され、データ・ベースに類似した名簿用のホームロケーションレジスタHLRも含まれている。レジスタHLRには、各無線電話端末ごとに、特にSIM(加入者識別モジュール)カードと呼ばれる、第一のチップカードC1のIMSI(インターナショナル・モバイル・サブスクリバ・アイデンティティ)の国際識別があり、それは端末TEの中にあり、それはつまり、SIMカードを所有する加入者の識別であり、加入者の使用契約のプロフィールであり、移動端末が一時的につながっているレジスタVLRの番号である。

【0030】

図1に細部の示された端末TEには、無線電話網RRとの無線インターフェース30があ

10

20

30

40

50

り、それを構成している主なものは、送信路と受信路の送受信装置と、周波数変調回路と、アナログ・デジタル及びデジタル・アナログ変換器と、モデムと、チャネル符号化及び復号化回路である。端末 T E には更に、マイクロホン 3 1 0 とスピーカ 3 1 1 に接続された音声符号化・復号化回路 3 1 、プログラムの不揮発性メモリ E E P R O M 3 3 とデータ・メモリ R A M 3 4 につながったマイクロコントローラ 3 2 、それにチップカード C 1 と C 2 、キーボード 3 6 とグラフィック・ディスプレイ 3 7 に通じる入出力インターフェース 3 5 がある。マイクロコントローラ 3 2 は、バス B U によって、インターフェース 3 0 と、回路 3 1 と、メモリ 3 3 及び 3 4 とに接続されており、もう一つのバス B S によって、入出力インターフェース 3 5 に接続されている。マイクロコントローラ 3 2 は、特に I S O モデルのプロトコル層 1 、 2 及び 3 に関して、端末が受信し、周波数変調した上で送信するベースバンドでのデータ処理の全てを管理し、無線インターフェース 3 0 を通してのネットワーク R R と、入出力インターフェース 3 5 を通しての第一のチップカード C 1 との間のデータの交換を監視する。

【 0 0 3 1 】

S I M チップカード C 1 は、端末内に少なくとも一つあるカード読み取り装置と、移動端末の周辺機器取り付け口を含んだ、入出力インターフェース 3 5 に接続される。チップカード C 1 に内蔵されているもので主なものは、マイクロプロセッサ 1 0 、カードのオペレーティングシステムおよび通信と、アプリケーションと本発明に特有の認証とのアルゴリズムを含む R O M タイプのメモリ 1 1 、加入者に関連する全ての特性、特に、I M S I 加入者の国際識別を保存する E E P R O M タイプの不揮発性メモリ 1 2 、端末と第二カード C 2 の中にあるマイクロプロセッサ 3 2 から受信し、それらを通して伝送するデータの処理を主な目的とする R A M タイプのメモリ 1 3 である。

【 0 0 3 2 】

図 1 で示されているように、認証サーバー S A は、オプションとして、無線電話網 P R の内部の構成単位として備えられ、ネットワーク R R の標識ネットワークを通して、移動サービス交換局 M S C とビジターロケーションレジスタ V L R の一つまたは複数の対に接続され、サーバー S V のアドレスは、カード C 1 のメモリ 1 2 に予め記憶されている。

【 0 0 3 3 】

本発明によれば、幾つものソフトウェアが原則的に R O M メモリ 1 1 と E E P R O M メモリ 1 2 に遠隔ロードされ、追加カード C 2 内のアプリケーションを管理する。特に、図 2 に示される本発明の事前検査方法のアルゴリズムは、メモリ 1 1 と 1 2 にインプリメンテーションされる。

【 0 0 3 4 】

S I M カード C 1 と同様に、第二カード C 2 の中にも、マイクロプロセッサ 2 0 、カード C 2 のオペレーティングシステムと、アプリケーション・プログラム P A の少なくとも一部と、本発明に特有の認証アルゴリズムとを含む R O M メモリ 2 1 、本発明によれば、アプリケーション・プログラムの識別子 I P A と、プログラムの実行に必要な特性 C P A と、一つか二つの認証要求 D A 1 と D A 2 を保存する E E P R O M タイプの不揮発性メモリ 1 2 、マイクロコントローラ 3 2 とプロセッサ 1 0 とから受信するデータを処理する R A M メモリ 1 3 がある。カード C 2 は、例えば銀行カードであったり、電子財布カードであったり、ゲーム・カード、または名刺であったりする。この最後の場合、名刺は、S I M カードの電話帳の中に、カードを差し出した人の名前と電話番号を挿入する為、および/または、その人を自動的に呼び出す為のものである。

【 0 0 3 5 】

カード C 1 と C 2 の中の R O M メモリと E E P R O M メモリ 1 1 、 1 2 、 2 1 及び 2 2 の中には通信ソフトウェアがあつて、一方では、端末 T E のマイクロコントローラ 3 2 と対話し、他方では、端末 T E を通して、つまり、マイクロコントローラ 3 2 と入出力インターフェース 3 6 とを通して、プロセッサ 1 0 と 2 0 との間で対話をを行う。

【 0 0 3 6 】

それらの間で対話をを行うために、S I M カード C 1 と追加カード C 2 は、予めアクティブ

10

20

30

40

50

なタイプのものになっており、ISO規格7816-3のプロトコル”T=0”に従ってプレフォーマットされ、かつGSM11.14(SIMツールキット)推奨によりカプセル化されたコマンドを使って、移動端末MSの中の作動を起動する。この推奨により、チップカードC1,C2のメモリ11、21の中に保存されているオペレーティングシステムのコマンド・セットを拡張して、チップカードC1,C2によって伝送されたデータをもう一つのカードC2,C1で使えるようになっている。後述するように、端末TEは、カードC1とC2との間の幾つかのデータ交換に対して透化的であるか、または一枚のカードとは通信しないで他のもう一枚と通信することができる。

【0037】

図2に示されているように、二枚目のカードC2に保存されたアプリケーション・プログラムPAの実行の事前検査方法は、主な四つの過程E1からE4によって行われる。まず、事前検査方法は、ステップE0から開始され、手動で行うなら、端末TEのキーボード上の所定の有効化キーを押すか、または、カードC2を読み取り装置に挿入した後に端末のスクリーンに表示される「追加カード挿入を有効にする」という指示を有効にして、あるいは、端末TEにより自動的に行うなら、端末TEとは別の、または、カードC1のものと同様に、入出力インターフェース35と一体化した読み取り装置によって伝送されるカードが存在するというメッセージに応えて開始される。その時、端末TEは、第一カードC1、SIMカードを第二カードC2に問い合わせるよう促す。

【0038】

図2に示された実施様態によると、以下の過程E1からE4を通して全てが行われるが、それはあたかも、端末TE、実際にはマイクロコントローラ32と入出力インターフェース35が、二枚のカードの間のデータ交換に対して透化的であるよう行われる。

【0039】

以下の過程E1で、カードC1は、端末TEを通して、カードC2のEEPROMメモリ22中のサービスの情報ISを読み取り、EEPROMメモリ12に記憶する。サービスの情報の内容として含まれるのは、まず、アプリケーション・プログラムPAの識別子IPAと、そのプログラムの実行の為に必要とされる特性CPAと、多くの場合、認証要求DAである。特性CPAは、特に、一種のソフトウェア環境であり、メモリの容量やプログラムPAの実行に必要な端末TEのハードウェアパラメータであり、更に、第二カードCAの外でのプログラムPAの実行の禁止または許可である。従って、第二カードC2に読み込まれた情報ISにより、第一カードC1は、第二カードに保存されているアプリケーション・プログラムに対応するアプリケーションの性質を認識する。

【0040】

次の過程E2において、第一カードC1がSIMカードC1も含めた端末TEがアプリケーション・プログラムの特性CPAと適合しないと認めた場合には、カードC1は過程E2で事前検査方法を続行することを拒絶し、「追加カード不適合」というメッセージを表示するように端末TEに対して拒絶を知らせる。

【0041】

逆の場合には、カードC1は中間の過程E22において、事前検査方法を続行するか続行しないかの決定を行う。例えば、端末からの呼び出しなどの為に、カードC1が直ちに事前検査方法を続行しない場合には、カードC1は事前検査を延期して、後でプログラムPAを元に戻すか、カードC2においてそれを行うようにする。

【0042】

過程E22の後に、第一カードC1が事前検査方法を続行する場合には、第一カードは、カードC2に読み込まれたアプリケーション・プログラムの特性CPAに照らし、少なくともどちらか一枚のカードの認証が過程E3で第二カードC2により要求されていることを検証する。

【0043】

認証要求がなければ、事前検査方法は、過程E3から過程E4に移るが、そこではアプリケーション・プログラムPAを実行すべき場所を決定することになる。プログラムの実行

10

20

30

40

50

場所は、三つの構成単位の中から選ばれるが、該三つの構成単位とは、S I Mカードと呼ばれる第一カードC 1、追加カードと呼ばれる第二カードC 2、および端末T Eであって、S I Mカードのアプリケーション・ツールキットの予めアクティブなコマンドを用いて、端末で行う。

【0044】

第一の変形によると、アプリケーション・プログラムP Aは、アプリケーション・ツールキットの多重カード読み取り装置（マルチブル・カードリーダー）のソフトウェア手段を介して、第二カードC 2から第一カードC 1に遠隔ロードされ、プログラムP Aを次の過程E 5でカードC 1内で実行するようとする。

【0045】

第二の変形によると、プログラムP Aの実行は、過程E 5で、第二カードC 2内で行われる。第一のオプションとしては、プログラムP AをS I MカードC 1の制御の下で起動させ、該カードC 1は、次に、そのプログラム実行の為のコマンドと応答の交換の主導権を端末T Eに委ね、該端末が第二カードと直接通信するというものである。第二のオプションとしては、プログラムP AをS I MカードC 1の制御の下で起動させ、コマンドと応答の全ての交換は、カードC 1を介して、第二カードC 2と端末T Eの間で行われ、該カードC 1は、端末に対して、あたかもカードC 1が自分でプログラムP Aを保存しつつ実行しているような錯覚を与える。

【0046】

第三の変形によると、プログラムP Aは第二カードC 2から端末T Eに遠隔ロードされ、この為に、最初に端末内にインプリメンテーションされたソフトウェアの実行環境において、過程E 5で実行される。

【0047】

過程E 4の後、カードC 2に読み込まれたプログラムP Aは過程E 5で実行される。このプログラムは例えばディスプレイ3 7上のテキスト・メニューの表示により、そしてS I MカードC 1により加入者のデータを取得することにより、さらにネットワークR RまたはR T Cに向けて要求を送ることにより、その要求への応答を解釈することにより、加入者にサービスを提供する。

【0048】

他のもう一つの実施様態によると、過程E 1からE 4においてS I MカードC 1の中で実行されるオペレーションは、後で詳述する相互認証は別として、図2の左側に示されているが、該オペレーションは、端末T Eにおいて実行され、それはすなわち、マイクロコントローラ3 2の制御の下で実行される。従って、端末は、サービス情報I S（I P A, C P A, D A）を過程E 1で読み込み、端末それ自体の決定により、過程E 2, E 3, 及びE 4でプログラムの実行の事前検査を継続する。

【0049】

図2の過程E 3に戻ると、認証要求D A 1がカードC 2に読み込まれたサービス情報I Sの中に含まれ、かつカードC 1に記憶されている場合には、第一カードC 1が、カードの相互認証を開始させる。相互認証は、図3に示された実施様態によると、第一カードC 1による第二カードC 2の第一認証A 1を含み、次に、第二カードの真正性への応答として、第二カードC 2による第一カードC 1の第二認証A 2を含む。しかしながら、本発明のもう一つの他の実施様態によると、その認証の順序は逆になる。まず、カードC 2によるカードC 1の認証A 2が行われ、次に、第一カードの真正性への応答として、カードC 1によるカードC 2の認証A 1が行われる。

【0050】

第一認証A 1によって確実になることは、カードC 2のような追加カードに保存されたアプリケーション・プログラムは、このプログラムが正当に証明された場合に限り実行できるということである。認証A 1は過程A 1 1からA 1 5から成る。

【0051】

過程E 3に続く過程A 1 1では、第一カードC 1、つまりS I Mカードが、該カード内に

10

20

30

40

50

、ROMメモリ11とEEPROMメモリ12で中書き込まれ管理される第一認証アルゴリズムAA1を有することを検証する。それが肯定されれば、カードC1は過程A12でのカードC2の認証に進む。過程A11でカードC1によりカードC2の認証されない場合は、SIMカードC1は端末TEを介して第一認証要求のメッセージを、認証サーバーSAに伝送するが、該サーバーは、固定網BTS-BSC-MSCを通して端末TEが一時的に結合されたビジターロケーションレジスタVLRに接続されている。サーバーSAは、カードC1に代わって直接カードC2の認証を行うが、それは、例として後述する第一の二つの認証のうちの一つに従うようなものである。カードC1かサーバーSAによる第一認証A1の最後の過程A14では、カードC2が認証されれば、第二認証A2によって相互認証が続行される。認証されなければ、相互認証は停止され、検査方法は過程A15で終了し、SIMカードは端末TEに「追加カード認証されず」というメッセージを送り、それをディスプレイ37上で一時的に表示する。

【0052】

図4に示された第一の実施様態によると、カードC1（またはサーバーSA）内のカードC2の第一認証A12aは、過程E1でカードC2によりカードC1へサービス情報ISに予め伝送された第二カードの証明書CERTを有効にすることから成り、基本的には過程A120からA124への四つの過程を含む。

【0053】

第一の過程A120では、アプリケーション・プログラムPAの識別子IPAは、カードC1のEEPROMメモリ12で読み出だされる。識別子IPAは、メモリ12に保存された秘密鍵テーブルTKa内の読み取りアドレスの役割を果たし、そこから、プログラムPAまたはプログラムPAを含むプログラム・ファミリーに対応する秘密鍵Kaを読み取る。識別子IPAと鍵Kaを認証アルゴリズムAA1aに適用し、該アルゴリズムが過程A121で結果R1を生成する。アルゴリズムAA1aは、例えば、DES(Data Encryption Standard)タイプのものであり、それは後述にて引用される他の認証アルゴリズムと同様である。証明書CERTは過程A122でカードC1に読み込まれ、過程A14に相当する過程A123で結果R1と比較される。R1=CERTであれば、証明書CERTは証明され、カードC2はカードC1によって認証されて、カードC1の認証は過程A2で実行される。そうでなければ、認証と事前検査の方法は、過程A15で停止される。

【0054】

カードC1内でのカードC2の他の第一認証A12bが図5に示されている。その認証は、過程A124からA129を含み、第一カードC1によって伝送された乱数NAに応じて、第二カードC2の中で行われる計算結果SGを、カードC1によって有効化する。

【0055】

過程A11に統いて、カードC1は、疑似乱数生成器によって供給される疑似乱数NA1を選定し、該疑似乱数は、プロセッサ10が過程A124で、端末TEを介してカードC2に伝送される認証要求メッセージの中に導入するために保存しているものである。認証要求への応答として、第二カードC2は、伝送された乱数NA1を一時的にメモリ23に記憶し、過程A125で、EEPROMメモリ22の中の秘密鍵Kbを読み込む。過程A126で、乱数NA1と鍵Kbを認証アルゴリズムAA1bに適用し、該アルゴリズムが署名SG2を生成する。

【0056】

第一カードC1の中で、過程A125とA126とほとんど同時に、類似の過程A127とA128が行われる。過程A127では、認証要求のメッセージを作成した後、乱数NA1はカードC1のRAMメモリ13に書き込まれ、識別子IPAはカードC1のEEPROMメモリ12で読み込まれて、EEPROMメモリ12内の秘密鍵Kbテーブルで読み取りのアドレスを指定する。次に過程A128で、メモリ13に読み込まれた乱数NA1とテーブルTKbに読み込まれた鍵Kbを、カードC1のROMメモリ11とEEPROMメモリ12にインプリメンテーションされたアルゴリズムAA1bに同様に適用する

10

20

30

40

50

。カードC1の中のアルゴリズムAA1bにより結果R2が生成される。

【0057】

最後に過程A129で、第二カードC2が署名SG2を端末TEを介して第一カードC1に伝送し、それを結果R2と比較する。過程A14に相当する過程A129では、もしR2=SG2ならばカードC1において中でカードC2は過程A20を実行するために認証され、あるいはR2がSG2とは異なるならば、カードC2を拒絶して、過程E15で認証と事前検査の方法が停止される。

【0058】

過程A120、A124に先立って、第一認証のそれぞれにおいて、秘密鍵Ka, Kbは、カードを所持するユーザーが使用契約を結ぶ時にカードC1を最初に個人化する際に、SIMカードC1のEEPROMメモリ12にロードされるか、または、カードC1を使用中に、例えば、変更するか補完する為に、遠隔ロードされる。

10

【0059】

第一認証を行う第三の実施様態では、過程E1で、第二カードから第一カードに向けて、アプリケーション・プログラムの識別子IPA、第二カードの識別子、つまり典型的には英語でCard Serial Numberと言うシリアル番号CSN、そして、IPAとCSNに応じた番号RNDを伝送する。第一カードの中に既にIPA、CSN、RDNの三要素についての許可があるなら、認証は成功する。その代わり、第一カードにまだこの三要素についての許可がないのなら、安全化されたチャネルを介して許可センタに接触し、この許可センタにIPA、CSN、RNDの三要素、並びにそのCSNまたはIMSIのような第一カードに関連した唯一の番号を伝送する。

20

【0060】

許可センタはデータ・ベースの中で、IPA、CSN、RNDの三要素が許可されたカードに対応していることを検証する。もしそうでなければ、許可センタは第一カードに、第二カードは許可されていないことを示すメッセージを伝送する。もし三要素が許可された第二カードに対応しているならば、許可センタはデータ・ベースの中で、第二カードがまだもう一つの「第一の」カードと結びついていないことを検証する。もしその通りなら、許可センタは第一カードに、認証の失敗を意味するメッセージを送る。第二カードがまだ第一カードに結びついていない場合は、許可センタは、第二カードが第一カードに結びつくようにデータ・ベースを変更し、次に、許可センタは第一カードに認証の成功を意味するメッセージを送る。その時、第一カードは許可を記憶し、後に認証を行う段階で、許可センタに再度接触することを避けるようになる。

30

【0061】

第一認証の第三の実施様態においては、オプションとして、第二カードを、もはや第一カード一枚だけにではなく、一群の複数の第一カードに結びつけ、少人数のユーザーが同一の第二カードを使えるようにすることもできることがある。

【0062】

図3に戻ると、第二認証A2は、過程A14で認証A12aにより等式R1=CERTが、あるいは認証A12bにより等式RES1=SGが満たされれば、開始される。認証A2によって確実になるのは、第一カードC1、つまりSIMカードが第二カードC2によって正当に適格であると認められ、カードC2においてアプリケーション・プログラムPAが起動され読みだされるということである。

40

【0063】

第二認証A2は、まずその必然性を過程A20において予め確認することから始まり、メモリ12の中のサービス情報ISの中で第二認証要求DA2の存在を検索する。要求DA2がなく認証A2が実行されない場合は、事前検査方法は、直接アプリケーション・プログラム実行場所の特定E4に移行する。逆の場合には、第二認証の過程A21からA25が、第一認証A1の過程A11からA15におけるのと同様に、それぞれ実行される。

【0064】

過程A20に続く過程A21において、カードC1は、所謂第二認証に関与することがで

50

きることを検証する。不可能である場合には、カードC1は、端末TEを介して、第二認証の要求メッセージを認証サーバーSAに送信し、該認証サーバーは、過程A23において、後に詳述する過程A22におけると同様に、カードC1に代わって、第二認証に関与する。カードC1の関与またはカードC2によるサーバーSAの関与を伴うカードC1の認証の過程A22またはA23の後のA24で、カードC1は、認証されて事前検査方法が実行場所特定過程E4に移行するか、あるいは認証されずに事前検査方法が過程A25で終了し、端末TEのディスプレイ37上に「SIMカード不許可」というメッセージを提示することになる。

【0065】

図6に示された第一の実施様態によれば、第二認証A22aは、過程A220からA222を含み、SIMカードC1を所持する加入者の国際識別番号IMSI(International Mobile Subscriber Identity)の所定のフィールドを、第二カードC2に伝送すること、そして、伝送されたフィールドを予めカードC2の中に記憶された番号と比較する。

10

【0066】

過程A220では、カードC1のメモリ12に保存された識別番号IMSI中の所定のフィールドが読み出される。所定のフィールドは、例えば加入者がつながっている無線電話網RRの2ビットの識別符号MNC(モバイル・ネットワーク・コードMobile Network Code)であるか、あるいは、識別符号MNCとネットワークRRが属する国の識別符号MCC(モバイル・カントリー・コードMobile Count ry Code)の集合であって、一般的にネットワークRRのオペレータから発行されたカードC2が、SIMカードが確かにオペレータに属することを検証する。もう一つの他の変形によれば、所定のフィールドは、加入者の一つのグループに共通の加入者番号の接頭辞MSIN(Mobile Subscriber Identification Number)である。

20

【0067】

第二カードC2内の、例えば識別符号MNCの所定のフィールドに応えて、同等の番号MNC2は、過程A221においてメモリ22の中に読み込まれる。過程A24に相当する次の過程A222では、番号MNCとMNC2を比較し、それらが等しい場合には、事前検査方法を過程E4に向かって進める。等しくなければ、カードC1の真正性は、カードC2によって認知されず、該カードC2は端末TEを、直接もしくはSIMカードS1を介して、過程A25のメッセージを表示するように促し、事前検査方法は停止される。

30

【0068】

図7に示された第二の実施様態によれば、第二認証A22bは過程A223からA229を含み、カードC1がカードC2に要求した乱数NA2に応じて、第一カードC1の中で行われた計算結果SG3をカードC2によって有効化することにある。

【0069】

過程A21に続いて、カードC1は、過程A223で、端末TEを介して、乱数を要求するメッセージをカードC2に送る。カードC1は、プロセッサー20の供給する乱数NA2をEEPROMメモリ22に読み込み、それを端末TEを介してカードC1に伝送し、該カードC1は過程A224でそれを一時的に記憶する。カードC1の中では、乱数を要求する過程の後に、EEPROMメモリ12の中でアプリケーション・プログラムの識別子IPAを読む過程A225が続く。識別子は秘密鍵テーブルTCの読み取りアドレス指定する役割を果たし、プログラムPAまたはプログラムPA含むプログラム・ファミリーに対応する鍵Cを読み取る。受信された乱数NA2と読み取られた鍵Cを、カードC1の中で第二認証アルゴリズムAA2に適用し、過程A226で署名SG3を算出し、その署名は端末TEを介してカードC2に伝送される。

40

【0070】

乱数を選定する過程A224の後、カードC2において、メモリ22の鍵Cは、過程A227で乱数NA2と共に読みられ、カードC2のメモリ21と22に同様にインプリメンテ

50

ーションされたアルゴリズム A A 2 に適用される。過程 A 2 2 8 で、アルゴリズム A A 2 は結果 R 3 を生成する。カード C 2 が受け取った署名 S G 3 を、過程 A 2 4 に相当する過程 A 2 2 9 で、結果 R 3 と比較する。S G 3 = R 3 である場合は、カード C 1 はカード C 2 によって認証され、事前検査方法は過程 E 4 に移行する。そうでない場合、つまり S G 3 ≠ R 3 である場合は、カード C 2 はカード C 1 を過程 A 2 5 で拒絶し、S I M カードは端末 T E に「S I M カード不許可」というメッセージを表示するように求め、事前検査方法は終了する。

【0071】

一般的に、カード C 2 によるカード C 1 の認証が失敗の場合には、カード C 2 に保存されるプログラムの全部または一部が読み込み不可能で実行不可能なままになる。

10

【0072】

本発明のもう一つの他の実施様態によれば、第二カードのプログラムの実行に先立って予め二枚のカードの相互認証が行われ、その後に、プログラム実行の全セッションを通じての認証が行われる。始めのうちは、各カードが乱数を生成して、それをもう一枚のカードに伝送する。二つの乱数に基づき、各カードがセッション鍵と呼ばれる鍵を計算する。各カードは、セッション鍵を用いる暗号化アルゴリズムを、二つの乱数のように、既知のメッセージに適用して、暗号化されたメッセージを得る。各カードはその暗号化されたメッセージをもう一枚のカードに伝送し、もう一枚のカードから受け取った暗号化メッセージの真正性を検証する。

【0073】

20

プログラムの実行は、二枚のカードが相互に認証される場合に、続行可能となる。プログラムを実行する全セッションを通じて、一枚のカードからもう一枚のカードに向け伝送された全てのメッセージが次のように認証される。伝送すべきメッセージにアルゴリズムを適用し、前記メッセージの電子指紋を得る。セッション鍵を用いる署名アルゴリズムをその電子指紋に適用して、署名を得て、該署名が、それに対応するメッセージと共に伝送されることになる。一枚のカードがもう一枚のカードから署名付きのメッセージを受け取る場合には、カードがその電子指紋と受け取ったメッセージに対応する署名とを再計算し、この署名がメッセージと共に受け取った署名と同一であることを検証する。

【図面の簡単な説明】

【図 1】 図 1 は、セルラー無線電話網のブロック線図に詳細な移動端末を添えたものである。

30

【図 2】 図 2 は、本発明によるプログラム実行の事前検査方法の主要な過程のアルゴリズムである。

【図 3】 図 3 は、端末に接続された第一カードと第二カードとの相互認証アルゴリズムである。

【図 4】 図 4 は、第一の実施様態に従う第一カードによる第二カードの第一認証アルゴリズムである。

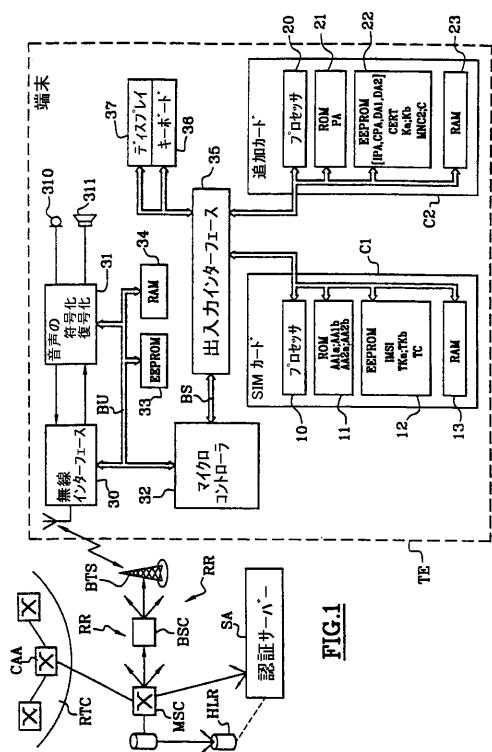
【図 5】 図 5 は、第二の実施様態に従う第一カードによる第二カードの第一認証アルゴリズムである。

【図 6】 図 6 は、第一の実施様態に従う第二カードによる第一カードの第二認証アルゴリズムである。

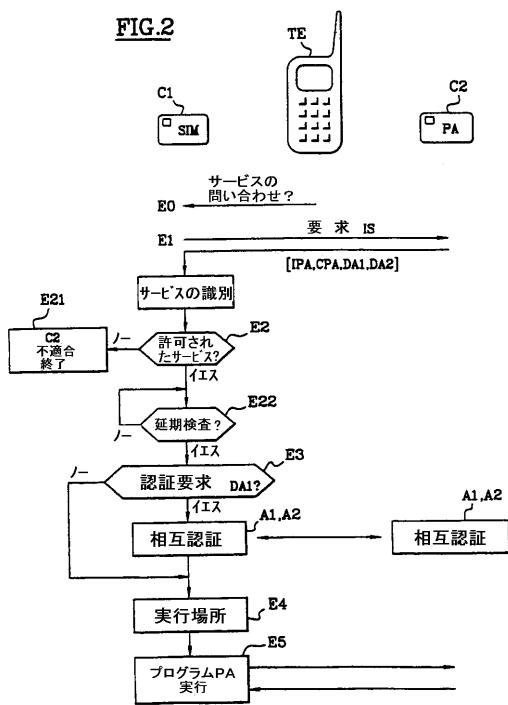
40

【図 7】 図 7 は、第二の実施様態に従う第二カードによる第一カードの第二認証アルゴリズムである。

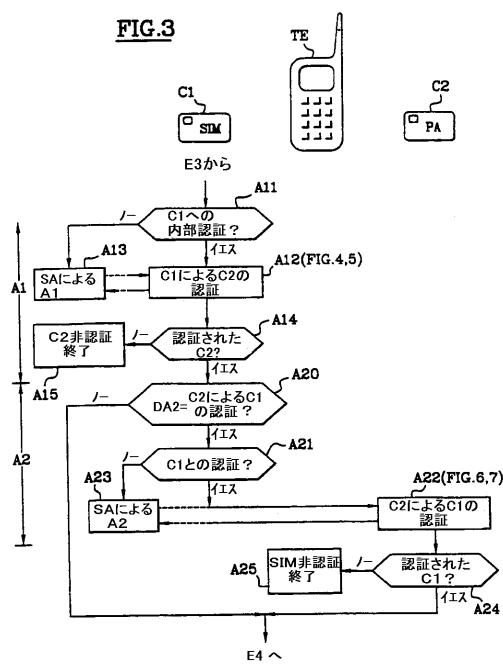
【図1】



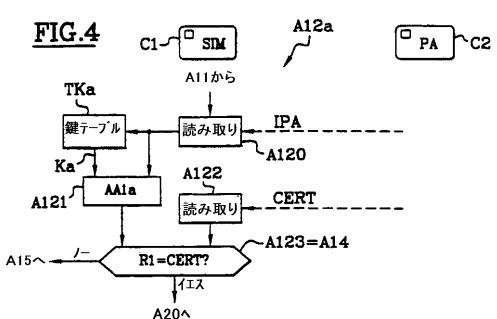
【図2】



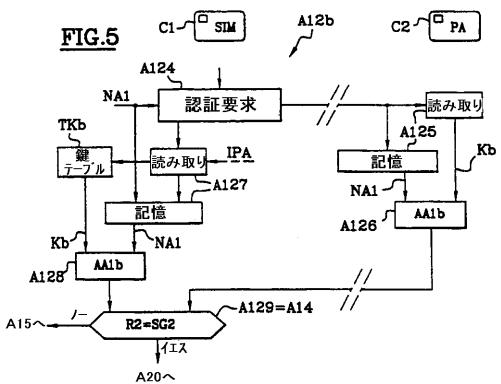
【図3】



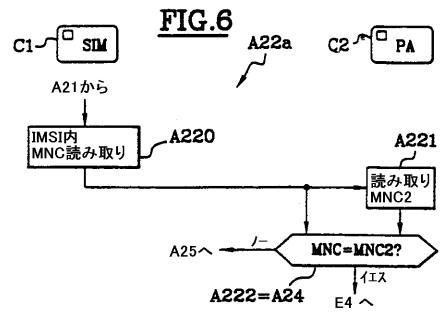
【図4】



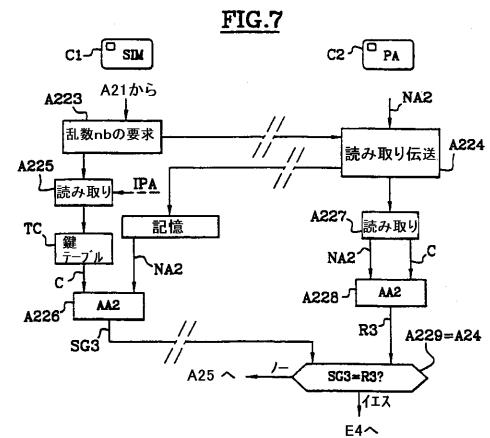
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平08-339429(JP,A)
特表2002-537618(JP,A)
特表平08-505027(JP,A)
特開平11-134189(JP,A)
特表平11-501424(JP,A)
特開平04-083447(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06K 17/00
G06K 19/00-19/10